

## 特別職報酬等審議会会議要旨

1. 日 時 平成 30 年 7 月 13 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 30 分

2. 場 所 仮本庁舎 4 階 第 3 委員会室

3. 出席委員

会 長	田口 安克	副会長	瀧上 信光
委 員	大野 京子	委 員	川村 延彦
委 員	後藤 晃司	委 員	塩田 喜美子
委 員	芝田 康雄	委 員	滝沢 晶次
委 員	竹本 礼一	委 員	塚本 福二
委 員	知久 有美	委 員	中田 和典
委 員	藤井 丈	委 員	松丸 陽輔
委 員	光岡 勝恵		

4. 事務局

菅原総務部長	植草総務次長
福田職員課長	遠山職員課主幹
藤本職員課主任	鈴木職員課主任
菅原職員課主事	

5. 提出資料

- 資料 1 市川市特別職報酬等審議会条例
- 資料 2 「建議」と「答申」の違いについて
- 資料 3 - 1 特別職報酬等審議会の概要
- 資料 3 - 2 建議及び改定の経緯
- 資料 4 - 1 市川市特別職報酬等審議会建議書（H25.8.2）
- 資料 4 - 2 市川市特別職報酬等審議会建議書（H27.1.26）
- 資料 4 - 3 市川市特別職報酬等審議会建議書（H29.1.20）
- 資料 5 - 1 議決書（平成 25 年 9 月市議会定例会）
- 資料 5 - 2 議決書（平成 27 年 2 月市議会定例会）
- 資料 6 市川市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- 資料 7 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例
- 資料 8 市川市特別職の職員の退職手当支給条例
- 資料 9 特別職関係通達
- 資料 1 0 市川市審議会等の会議の公開に関する指針
- 資料 1 1 市川市特別職の給与（平成 30 年度）

## 6. 委嘱辞令の交付

村越市長から各委員に対し、委嘱辞令を交付。

任期：平成30年7月13日から平成32年7月12日まで（2年間）

委嘱辞令交付に引き続き、村越市長から挨拶

## 7. 会長・副会長の選出

市川市特別職報酬等審議会条例第5条の規定に基づき、会長・副会長は互選することになっていることから、委員の中から推薦する方法で選出が行われた。

田口委員が会長に、瀧上委員が副会長に推薦され、全会一致で両名が会長・副会長に選任された。

## 8. 会議概要

田口会長

第1回市川市特別職報酬等審議会を開催いたします。

新任の方もいることから、自己紹介をお願いします。

（会長・副会長の挨拶及び委員13名の自己紹介）

続いて事務局職員の自己紹介をお願いします。

（事務局職員7名の自己紹介）

田口会長

それでは、今後の審議を行うに当たり、本審議会の会議を公開するか否かについて検討したいと思います。市川市の審議会の会議の公開に関する考え方について、事務局より説明をお願いします。

事務局

「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、本審議会の会議の公開・非公開について説明

田口会長

本審議会の会議は原則公開とし、内容によって非公開とすべき事項がある場合には、そのときに非公開とするということでしょうか。

— 全員賛成 —

田口会長

審議会の委員の名簿を一般の閲覧に供することとされていますが、本審議会の委員の名簿についても公表することによろしいでしょうか。

— 全員賛成 —

田口会長

審議会の会議録は、原則として発言者名を記載したものを作成し、市政情報センター等で一般の閲覧に供することとされていますが、本審議会の会議録については、会議における自由な発言に支障が生じるおそれがあることから、発言者を「A」や「B」などの仮名で表記して作成・公表することによろしいでしょうか。

— 全員賛成 —

田口会長

市川市特別職報酬等審議会の概要について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料1～資料11により説明)

田口会長

本審議会のように、「建議」をする審議会はほかにありますか。

事務局

建議権をもつような改正をされたのが、特別職等報酬審議会が最初でしたが、その後それに倣うようにして、他の審議会でも建議権を持つようになってきました。正確な数字は把握しておりません。

田口会長

重みのある審議会であるということを意識して、皆さんには審議していただきたいです。また、本審議会は、一度では理解できない部分もあると思いますので、不明な点については質問をしていただきたいと思います。

瀧上副会長

審議会の委員として委嘱されると、2年の任期中に特別職の報酬等を改定するか、据え置きにするかについて、1年に1回ずつ建議するのでしょうか。

田口会長

通常は、2年の任期中に1回の建議であり、第15回委嘱の審議会が特殊の例で任期

中に2回の建議を行いました。基本的には2年間の任期の間に1回の建議ということになります。

#### A委員

正式に市長からの諮問がある予定はありますか。

#### 田口会長

今のところ、市長からの諮問の予定は全く聞いておりません。

#### 瀧上副会長

先程の事務局からの説明で審議会の審議対象の範囲に関する話がありましたが、政務活動費は議会自体が議論すべき問題で、我々の審議会の問題ではありません。権限のない内容に関する諮問をされても答申できないということがあります。しかし、議員の報酬を政務活動費との連動で引き上げるということであれば、報酬の内容に関する審議ということになります。それならば、審議会の審議対象の範囲内に入ってくるかもしれません。

#### 田口会長

政務活動費は審議対象外になります。我々の権限はあくまでも報酬に関わることに對して審議するということになります。

#### 事務局

仮に諮問がある場合は、口頭ではなく正式に諮問書が審議会に出されます。今のところ、諮問の出される予定はありません。政務活動費はあくまでも特別職等報酬審議会の審議対象外ですので、政務活動費に関する諮問が出されるということもありません。

#### 瀧上副会長

ここ数年、政務活動費の問題が自治体で問題になっていますが、政務活動費の見直しを特別職等報酬審議会で審議している自治体はありますか。

#### 事務局

すべて調査しているわけではありませんが、自治体の審議会の条例に政務活動費を審議対象としている自治体であれば当然審議対象となります。いくつぐらいの自治体の審議会が政務活動費を審議対象としているかは調べてみないとわかりません。

#### B委員

現行の特別職の報酬等は何年間額の改正が行われていないのでしょうか。

## 事務局

資料3-2に示されているとおり、平成19年4月1日付の改正以降は、教育長については改正がありました。市長、副市長、議長、副議長、議員については額の変更が行われていません。

## C委員

たとえ市長が特別職の報酬等の額を引き上げのご意向をお持ちであったとしても、審議会としては特定の意見に沿うのではなく、あくまでも市川市の特別職として適正な報酬額をそれぞれの職種について審議するものなので、審議会としての独自性を保って審議するという事ではないでしょうか。

## 田口会長

C委員のおっしゃる通りで、そのための審議会委員であり審議会の位置づけであると認識しています。

最後に、本審議会の運営において3点お願いがあります。

会議においては、積極的に発言いただくが、会議における発言は挙手の上、すべて議長である私をとおして行っていただきたいと思っております。

また、議事の運営上で必要な資料は、全て会議の場で決することになるので、個別に事務局に対して、メール等で資料請求を行うことは控えていただきたいと思っております。

最後に、やむをえず会議を欠席や遅刻される場合は、速やかに事務局まで、連絡をお願いいたします。

その他、質問があればお願いします。また、事務局から事務連絡があればお願いします。

## 瀧上副会長

審議会の1年の流れを説明してください。

## 事務局

年間4回から5回の審議会が各年度あります。次回は10月に予定していますが、その後は11月、年を明けて1月、3月頃、来年度は2か年目ということで建議を提出していただくこともありますので、日程が詰まっておりますが7月、8月、9月、10月、11月を予定しています。最後に11月または12月（平成31年）に建議を提出していただきます。もし、改正という内容であれば、翌年の2月（平成32年）の議会に建議の内容を踏まえて条例が上程されます。次回の内容についてであります。特別職の職務の内容について説明をいたします。併せて市議会の権限、議会の活動状況の内容について、議会事務局議事課の職員から直接説明する予定であります。

田口会長

特別職の職務内容を把握した上で、近隣市や類似団体の特別職がどのような報酬体系かの調査結果をみます。また人事院勧告の内容との関連もみます。基本的な知識を皆さんで共有して、その上で各分野からの皆さんの意見を言うてもらいたちになります。次回以降は事務局の説明を受けて、委員皆さんのそれぞれの視点から意見を言っていたきたいと思います。

事務局

事務連絡が2点ほどあります。1点目は、会議録についてです。本日の会議録については、毎回会議終了後に事務局で素案を作成し、出席された委員の皆さんに送付いたします。皆さまには内容を確認してもらい、修正箇所等あるいはご意見があれば、指定した期限までに事務局までご連絡いただきたいと思います。2点目は、次回の開催日についてであります。10月10日（水）または10月12日（金）を予定しています。この場でわかれば都合を確認させていただきたいと思います。

田口会長

時間帯は今日と一緒によろしいでしょうか。

事務局

概ね14時から2時間程度を予定しています。次回の日程を挙手で確認させていただきたいと思います。都合の悪い方に挙手をお願いします。

それでは、今回は、全員の都合がよい10月12日（金）午後2時から開催を予定します。後日、正式な開催通知文書を送付いたします。

田口会長

資料は事前にもらえるのでしょうか。

事務局

次回からは、お持ちのフラットファイルに追録していきますので、1週間前にお手元に送付するよう考えております。事務局からは以上となります。

田口会長

以上をもって、本日はこれにて閉会いたします。

— 閉会 —